

浜田市告示第 106 号

浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に係る運用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 6 月 16 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に係る運用基準の一部を改正する告示

浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に係る運用基準（平成 17 年浜田市告示第 70 号）の一部を次のように改正する。

本則中「浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱」の次に「(平成 17 年浜田市告示第 9 号。以下「要綱」という。)」を加える。

第 4 項第 3 号中「刑法」の次に「(明治 40 年法律第 45 号)」を加える。

第 5 項第 1 号中「建設業法」の次に「(昭和 24 年法律第 100 号)」を加え、同項第 2 号中「第 8 号まで」を「第 8 号までの規定」に改め、同項第 3 号イ中「労働安全法」を「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」に改める。

第 6 項第 2 号中「独占禁止法第 3 条」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条」に、「第 6 号までの」を「第 6 号までの規定」に、「次のアからエまでに」を「次に」に改め、同項第 3 号中「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号に次のように加える。

ウ 低入札価格調査を行うこととした入札に関して、低入札価格調査に応じない等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

第 6 項第 8 号を同項第 7 号とする。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。